

医薬安発 0616 第 17 号
医政総発 0616 第 2 号
医政産情企発 0616 第 2 号
令和 8 年 6 月 16 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

GLP-1 受容体作動薬及びGIP/GLP-1 受容体作動薬の
適正使用について

GLP-1 受容体作動薬及びGIP/GLP-1 受容体作動薬（以下「GLP-1 受容体作動薬等」という。）の適正使用については、本日付で、各都道府県等衛生主管（部）局長宛てに「GLP-1 受容体作動薬及びGIP/GLP-1 受容体作動薬の適正使用について」（令和 8 年 6 月 16 日付け医薬安発 0616 第 16 号、医政総発 0616 第 1 号、医政産情企発 0616 第 1 号厚生労働省医薬局医薬安全対策課長・厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長連名通知）を発出したところです。

昨今、GLP-1 受容体作動薬等については、一部の医療機関において 2 型糖尿病及び肥満症の治療目的以外の美容や痩身を目的に使用されている実態があることが確認されています。

貴会におかれましては上記通知の趣旨について十分御了知いただくとともに、製造販売承認された効能・効果や用法・用量の範囲ではなく適応外で使用された場合には、安全性及び有効性は確認されておらず、思わぬ有害事象による健康被害につながるおそれがあるため、貴会会員に対し適正使用の徹底等について周知をお願いいたします。